

収入申告書の電子受付について

一定の条件を満たされている世帯について、収入申告書の提出を、**堺市電子申請システム**を用いて受け付けますので、お知らせいたします。

下記の世帯等の条件を満たされており、世帯員全員の昨年度分の市民税課税データの閲覧にご同意いただけた場合、電子申請システムで収入申告書の提出が可能となり、提出時に課税証明書等の添付書類の提出が不要となります。

なお、**電子申請の受付期間は令和7年8月1日から8月31日まで**です。期間を過ぎると、電子申請自体が出来なくなりますので、以降は従来通り**郵送**で申請をお願いします。

電子申請が可能となる世帯要件（下記の全てを満たす世帯が対象となります。）

- ① 協和町・大仙西町住宅を除く堺市営住宅入居者であること
- ② 世帯人数に変更がないこと
- ③ 昨年中の収入と現在の収入状況を比較して収入状況に大きな変動がないこと
- ④ 新たに障害者手帳（身体・精神）又は療育手帳の交付や等級の変更を受けた方がいないこと
- ⑤ 別居扶養者がいないこと
- ⑥ 16歳以上で、名義人又は同居者の税法上の扶養者ではなく、昨年の税申告が未申告の同居者がいないこと

また、上記の要件とは別に電子申請の実施には、以下の登録等が必要となります。

- ・堺市電子申請システムへの利用者登録（メールアドレスが必要です。）
- ・スマートフォン用アプリのインストール等及びマイナンバーカード（電子署名時に必要です。）

電子申請システムは[こちら](#)からご覧ください。

収入申告書の電子受付に関する堺市ホームページは[こちら](#)からご覧ください。



申請用二次元コード